航空交通安全対策の今後の方向 第8次交通安全基本計画より

1 基本的考え方

航空事故を減らすため、また事故につながりかねない安全上のトラブルの未然防止を図るため、航空 交通安全についての対策を着実に実施していく。

2 目標

昭和61年以降継続している特定本邦航空運送事業者 における乗客の死亡事故ゼロの記録を継続する。

3 対策

(1) 視点

事故の予兆ともいえる一連のトラブルの発生を断ち切り,国民の航空輸送の安全に対する信頼を回復することが喫緊の課題となっている。

一方,航空交通情勢をみると,現在,空港及び上空では航空機の交通集中による混雑や遅延等が深刻化しており,今後更に航空交通量が増大していくと予測される中で,羽田再拡張事業を始めとする空港容量の拡大を図るとともに,上空においてもより一層安全で効率的な航空交通システムを確立することが喫緊の課題となっている。

(2) 講じようとする施策

航空交通環境の整備

航空交通の安全を確保しつつ、航空輸送の増大に対応するため、次世代航空保安システムの整備 及びこれらを活用した航空管制の高度化に資する空域・航空路の整備等を着実に推進することにより、航空交通環境の整備を推進する。

航空機の安全な運航の確保

航空会社に対する監査専従部門の新設,事後対応型から予防的安全行政への転換等の安全対策を 推進するほか,経営トップから現場まで一丸となった安全管理の態勢の構築を推進するとともに, その確認を国が行う「安全マネジメント評価」の仕組みを導入することにより,航空機の安全な運 航を確保する。

航空機の安全性の確保

技術基準等の整備,情報の収集及び処理体制の充実,検査体制の充実等の安全対策を推進することにより,航空機の安全性の確保を図る。

救助・救急活動の充実

航空機の遭難,事故等の事態に迅速かつ適切に対応するため,関係機関相互の連携を強化するなど救助・救急体制の整備を図る。

被害者支援の推進

損害賠償請求の援助活動等の強化や被害者等の心情に配慮した対策の推進を図る。特に,大規模事故が発生した場合に,警察,医療機関,地方公共団体,民間の被害者支援団体等が連携を図り,被害者を支援する。

特定本邦航空運送事業者

客席数が百又は最大離陸重量が5万キログラムを超える航空機を使用して行う航空運送事業を経営する本邦 航空運送事業者。

研究開発及び調査研究の充実

航空交通の安全に関する研究開発及び航空事故の原因究明のための調査研究を推進し,その結果を速やかに安全対策に反映させることにより,航空交通の安全の確保を図る。

